

恵下埋立地（仮称）整備事業に係る
環境影響評価実施計画書

平成 20 年 11 月

広 島 市

環 境 影 響 評 価 実 施 計 画 書

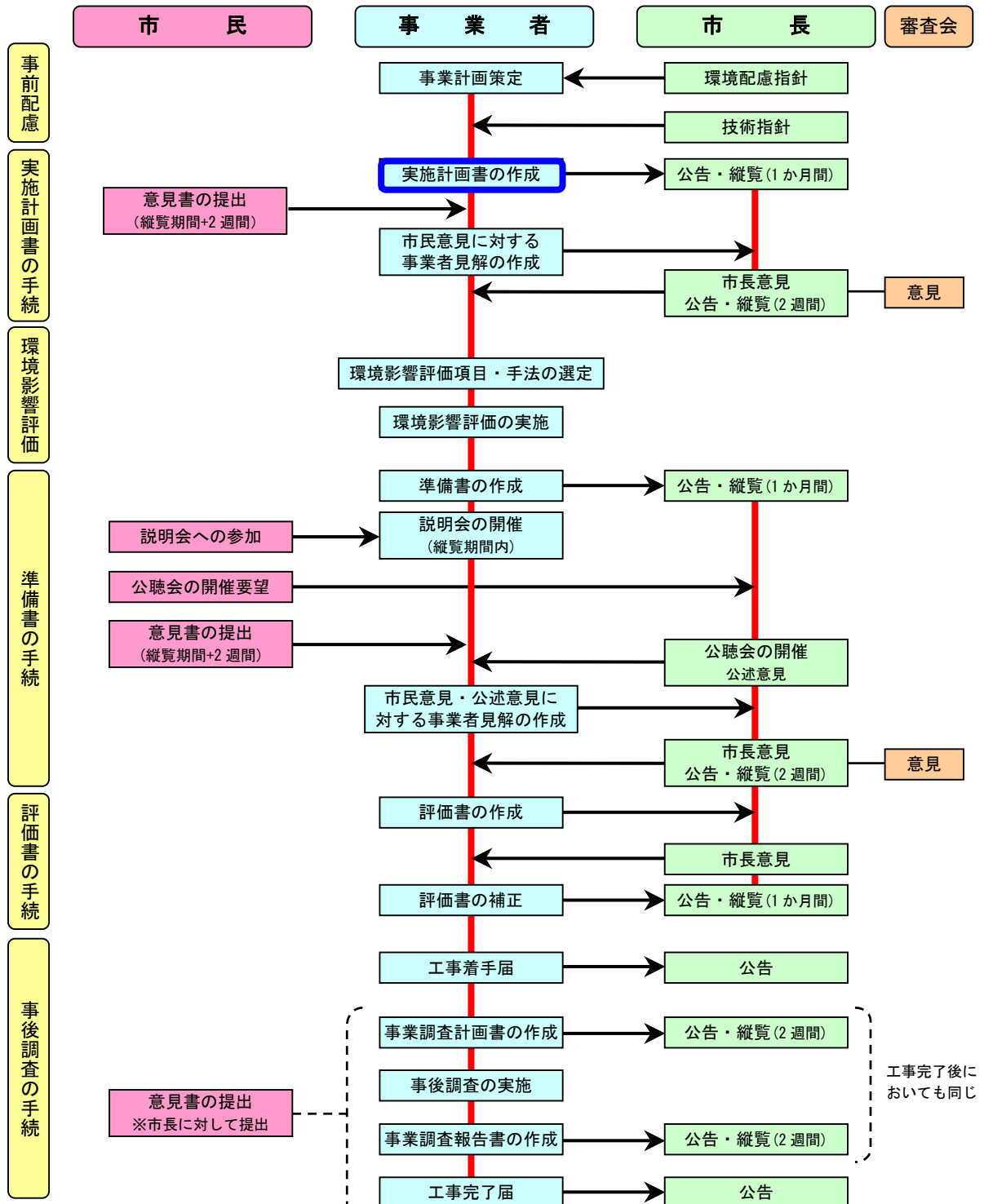
事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		広島市 広島市長 秋葉 忠利 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
対 象 事 業 の 目 的		「第 2 章 2-1 事業の目的」参照
対 象 事 業 の 名 称		恵下埋立地（仮称）整備事業
対 象 事 業 の 内 容	対 象 事 業 の 種 類	最終処分場の設置
	対 象 事 業 の 規 模	「第 2 章 2-2 事業の内容」参照
	対象事業の実施を予定している区域	広島市佐伯区湯来町大字和田字南恵下 外 （「第 2 章 2-2 事業の内容」参照）
	その他既に決定されている対象事業の内容に関する事項	「第 2 章 2-2 事業の内容」参照
対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の状況		「第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条の規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照
対象事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称		「第 6 章 事業に係る許認可、届出等」参照
対象事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称		「第 6 章 事業に係る許認可、届出等」参照
そ の 他		

恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価実施計画書について

環境影響評価は、一定規模以上の開発事業等を行うに当たり、あらかじめ、その事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表してこれに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した事業とするための一連の手続きです。

この実施計画書は、事業の内容、地域の特性、選定した環境影響評価の項目及びその手法をとりまとめたものです。

今後、市民や専門家の方々から出された環境保全の見地からの意見に配慮し、項目及び手法を見直したうえで、環境影響評価を行います。



広島市環境影響評価条例の手続フロー

目 次

第1章 事業の名称及び事業者の氏名等	1
1-1 事業の名称	1
1-2 事業者の氏名及び住所	1
第2章 事業の目的及び内容	2
2-1 事業の目的	2
2-2 事業の内容	3
2-2-1 事業の種類	3
2-2-2 事業計画地	3
2-2-3 事業の規模	4
2-2-4 その他既に決定されている事業の内容	10
第3章 事業の実施を予定している区域及びその周辺の概況	16
3-1 自然的状況	16
3-1-1 大気環境	16
3-1-2 水環境	26
3-1-3 土壌環境	35
3-1-4 生物環境	41
3-1-5 景観等	48
3-2 社会的状況	51
3-2-1 人口	51
3-2-2 産業	51
3-2-3 土地利用	54
3-2-4 水域利用に関する概況	56
3-2-5 交通に関する概況	57
3-2-6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設	59
3-2-7 生活環境施設	59
3-2-8 環境の保全に係る法令等	61
第4章 環境配慮事項	79
4-1 広島市環境基本計画と広島市環境影響評価条例	79
4-1-1 広島市環境基本計画	79
4-1-2 広島市環境影響評価条例	79
4-2 環境配慮指針	80
4-2-1 基本的配慮事項	80
4-2-2 地域区分の考え方	82
4-2-3 水内川流域、太田川中流域での地域の環境特性	83
4-2-4 事業別配慮事項	85
4-3 事前配慮を行う事項	86

第5章 環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法	89
5-1 環境影響評価項目の選定	89
5-2 調査，予測及び評価の手法	95
5-2-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	102
5-2-2 生態系の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	111
5-2-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保	114
5-2-4 環境への負荷	115
第6章 事業に係る許認可，届出等	116